

## 米国のグリーンカード保有者が受け取る米国企業年金の課税関係

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

日本国籍を有するAは、米国のグリーンカードを保有している。米国法人B社に長期にわたって勤務していたが、企業年金の勤続要件等を満たしたことからB社を退職して、平成19年1月に帰国して、それ以後内国法人C社に勤務している。

現在、内国法人C社からの給与以外に米国法人B社での勤務に基因する企業年金を受け取っている。Aは、現在も米国グリーンカードを保有していることから、米国において確定申告を行っている。日本における確定申告は不要なのか。

### 〔ポイント〕

最近、日本人の間でも米国のグリーンカードを取得する人が増えているが、それらの人々の我が国での課税関係を次のとおり検討する。

- 1 米国グリーンカードの意義
- 2 米国グリーンカード保有者の日本における居住形態と課税所得の範囲等
- 3 米国グリーンカード保有者の米国における課税関係
- 4 米国の企業年金に対する日米租税条約の課税関係

### 〔検討〕

#### 1 米国グリーンカードの意義

Aは、米国のグリーンカードを保有しており、米国における在留資格として法定永住権(Lawful Permanent Residence)を有してい

る者である。

#### (1) 意義

米国のVISAは、移民ビザ(Immigrant Visa)と非移民ビザ(Non Immigrant Visa)に大別され、このうち移民ビザに該当するのが米国永住権(グリーンカード)である。

#### (2) 非移民ビザとの相違点

非移民ビザが、米国内での移動や行動、滞在期間に制限を設けているのに対して、永住権は更新手続きさえしていれば、米国市民同様に何の制限も受けることなく永久的に米国内に住み、自由に働いて所得を得ることができる。

#### (3) グリーンカードという名の由来

グリーンカードとは、米国永住権の通称で、かつてカードの表面が緑色をしていたためそのように呼ばれている。現在は薄いピンク色をしており、正式名称は、「Alien Registration Card」と言う。

#### (4) 日本国籍との関係

米国永住権を取得しても、米国市民権を取得しない限り日本国籍に変わりはない。米国市民権を必要としなければ、日本国籍を有したまま米国永住権を保持することが可能である。

#### (5) 米国市民権との相違点

市民権を有する個人には選挙権や被選挙権があるが、永住権を保有するだけでは選挙権や被選挙権がない。米国市民権は、米国永住権取得後5年経過すれば申請することができる。

なお、米国市民権を取得することは、日本国籍を離脱して、正式に米国籍の市民になることを意味する。

#### (6) 更新

グリーンカード保有者は、10年に1度更新手

続を要するが、長期間米国を離れた場合や他の国へ移住した場合、及び犯罪を犯した場合を除き、米国内に住んでいる限り永久に保持することができる。

#### (7) 米国外での居住と再入国許可

グリーンカードは米国での居住を前提としているため、少なくとも半年に1度は米国の土を踏まなければならないこととされている。もし米国国外での滞在が長期にわたるようであり、1年以上の国外滞在になるときは、再入国許可書入手する必要がある。再入国許可書は最高2年の期限で発行され、米国入国の際に必要なことになる。

## 2 米国グリーンカード保有者の日本における居住形態と課税所得の範囲等

### (1) 居住形態

我が国における課税所得の範囲及び課税の方法については、その者が「居住者」か「非居住者」か、更には、「居住者」のうち「非永住者」か「非永住者以外の居住者（以下「永住者」という。）」かによって異なっている。

「居住者」とは、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう」とされ（所法2①三）、Aは、米国より帰国し、その後の住所は日本国内であることから「居住者」に該当することとなる。

次に、「非永住者」について、現行法では「居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう」とされており（所法2①四）、Aは、日本国籍を有する者であることから、「非永住者」には該当せず、「永住者」となる。

なお、平成18年4月改正前の所得税法では、「非永住者」とは、「居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人をいう」とされていた（旧所法2①四）。この場合、例えば、日本帰国が一時的なものであり、その後、再び米国に居住することが明らかな場合であれば、「非永住者」となる余地もあったものである。

Aは、米国人B社を退職後、帰国し、平成19年1月より内国法人C社に勤務していることから、帰国した時点から現在まで引き続き「永住者」となる。

### (2) 課税所得の範囲及び所得区分

#### イ 課税所得の範囲

居住者のうち永住者とされる個人の課税所得の範囲は、すべての所得とされている（所法7①一）。したがって、永住者であるAの課税所得は「すべての所得」とされていることから、国内源泉所得、国外源泉所得を合わせた、いわゆる全世界所得について日本において課税されることとなる。

#### ロ 所得区分

Aが受領する米国の企業年金については、企業年金が、過去の勤務に基づき使用者であった外国法人から支給される年金であることから（所法35③二）、我が国の厚生年金等に相当する年金（所法35③三、所令82の2②一、72②七）であれば「公的年金等である雑所得」として、それ以外のものであれば「その他の雑所得」とされることになる。

## 3 米国グリーンカード保有者の米国における課税関係

米国では、米国市民及び居住外国人（Resident alien）は全世界所得について課税されることとなっており、居住外国人とは一定の期間米国内に滞在する外国人のほか、法定永住者つまりグリーンカード保有者をいうこととされている。Aは、米国グリーンカード保有者であることから、米国税法上は、居住外国人として米国民同様、米国内に居住しない場合であっても全世界所得が米国における課税所得となる。

## 4 米国の企業年金に対する日米租税条約の課税関係

Aは、所得税法上永住者である居住者となるが、同時に米国の居住外国人でもあることから、日米租税条約を検討する。

日米租税条約4条1項では「『一方の締約国の居住者』とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、市民権、…、その他こ

れらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされるものをいう。」と規定され、同条2項では「1項の規定にかかわらず、合衆国の市民又は合衆国の法令に基づいて合衆国における永住を適法に認められた外国人である個人は、次の(a)から(c)までに掲げる要件を満たす場合に限り、合衆国の居住者とされる」と規定されている。

- (a) 当該個人が、1項の規定により日本国の居住者に該当するものでないこと。
- (b) 当該個人が、合衆国内に実質的に所在し、又は恒久的住居若しくは常用の住居を有すること。
- (c) 当該個人が、日本国と合衆国以外の国との間の二重課税の回避のための条約又は協定の適用上当該合衆国以外の国の居住者とされる者でないこと。

Aは、米国における永住を適法に認められた外国人であるが、日本の所得税法上居住者であり、日米租税条約4条2項でいう要件を満たさないこととなり、日米租税条約上も日本の居住者となる。

また、日米租税条約17条1項において「一方の締約国の居住者が受け取る退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。」と規定されている。

## 5 結 論

Aは、永住者である居住者となり、内国法人C社からの給与と米国の企業年金の双方が我が国で課税されることとなる。米国からの企業年金についてはその内容により「公的年金等である雑所得」又は「その他の雑所得」とされる。

なお、Aの外国税額控除の適用関係については、別稿において改めて検討することとする。

## 租税訴訟学会ニュース②

### 〔第5回夏期研修について〕

租税訴訟学会では、次のとおり第5回夏期研修「移転価格税制の問題点」を開催致します。

- ・日 時：2007年8月31日（金）午前9時30分～午後4時45分
- ・場 所：弁護士会館2階「クレオ」
- ・内 容：
  - ①「移転価格税制の概要と問題点」  
山田二郎 弁護士
  - ②「移転価格税制の執行の問題点とその対応」  
宮武敏夫 弁護士
  - ③「企業からみた移転価格税制の問題点」  
阿部泰久氏（経団連経済第二本部長）
  - ④パネルディスカッション「移転価格税制の問題点とその対応」山田二郎氏、宮武敏夫氏、阿部泰久氏（司会）、村田守弘氏（公認会計士・税理士）、佐藤慎二氏（㈱三井物産経理部税務統括室長）

### 〔第18回研究会について〕

租税訴訟学会では、次のとおり「第18回研究会」の開催を予定しています。

- ・日 時：2007年10月30日（火）午後6時～8時30分
- ・場 所：弁護士会館2階「クレオ」
- ・テーマ：「二重課税に対する対応的調整について（予定）」
- ・講 師：酒井克彦 国士舘大学教授

### 〔お問合せ〕

研究会等参加の申込み・租税訴訟学会への入会方法につきましては、下記の学会ホームページをご覧いただくか、学会事務局までお問合せ下さい。

- ・租税訴訟学会事務局  
Tel 03-3586-3601  
Fax 03-3586-3602  
http://sozei-soshou.jp/  
e-mail: info@sozei-soshou.jp